

佐賀県告示第 33 号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成 26 年佐賀県条例第 87 号。以下「条例」という。）第 13 条第 1 項の規定により、知事監視製品を次のとおり指定し、平成 27 年 1 月 31 日から施行する。

平成 27 年 1 月 30 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 知事監視製品

- (1) 次の写真に示すとおり、被包に「Artistic nEW 2nd（販売名が APE Harb NEW 2nd であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (2) 次の写真に示すとおり、被包に「Artistic nEW 2nd（販売名が Baby new 2nd であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (3) 次の写真に示すとおり、被包に「ASH（販売名が Deep Impact Harb であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (4) 次の写真に示すとおり、被包に「ASH（販売名が Diamond dust Harb であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (5) 次の写真に示すとおり、被包に「CRASH SLiP」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (6) 次の写真に示すとおり、被包に「Dance insence ECSTASY」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (7) 次の写真に示すとおり、被包に「Dance insence Energy」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

- (8) 次の写真に示すとおり、被包に「Dance insence POWER」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (9) 次の写真に示すとおり、被包に「Dance insence XXX」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (10) 次の写真に示すとおり、被包に「Elizabeth Psychedelic 2nd」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (11) 次の写真に示すとおり、被包に「Eniguma 2nd (販売名が Skull 2nd であるものを含む。 ) 」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (12) 次の写真に示すとおり、被包に「FUcK OfF」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (13) 次の写真に示すとおり、被包に「G Ageha (販売名が Monster Ageha であるものを含む。 ) 」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (14) 次の写真に示すとおり、被包に「H.O.P.E」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (15) 次の写真に示すとおり、被包に「Inspire Desteny」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (16) 次の写真に示すとおり、被包に「Inspire Mind」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (17) 次の写真に示すとおり、被包に「Lion Heart BLUE」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (18) 次の写真に示すとおり、被包に「MACCHOMEN (販売名が MACCHOMEN BLUE であるものを含む。 ) 」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

- (19) 次の写真に示すとおり、被包に「MACCHOMEN」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (20) 次の写真に示すとおり、被包に「MONSTER（販売名が Monster INAZUMA RED であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (21) 次の写真に示すとおり、被包に「MONSTER（販売名が MONSTER INAZUMA BLUE であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (22) 次の写真に示すとおり、被包に「SHINE CROWN」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (23) 次の写真に示すとおり、被包に「syndrome」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (24) 次の写真に示すとおり、被包に「Ultra Nature 2nd」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (25) 次の写真に示すとおり、被包に「Angel Rose」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (26) 次の写真に示すとおり、被包に「ASH（販売名が Trick Purple Eyes Aroma であるものを含む。）」と表示のある製品 であって、その内容物が液体のもの
- (27) 次の写真に示すとおり、被包に「C.C.Gaimon」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (28) 次の写真に示すとおり、被包に「C.C.Pheromon」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (29) 次の写真に示すとおり、被包に「Chemical Mafia」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

- (30) 次の写真に示すとおり、被包に「CHILL OUT 2nd (販売名が Glasses Girl Aroma であるものを含む。 ) 」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (31) 次の写真に示すとおり、被包に「D-AROMA」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (32) 次の写真に示すとおり、被包に「Earth」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (33) 次の写真に示すとおり、被包に「Elizabeth AROMA BOOST」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (34) 次の写真に示すとおり、被包に「Elley」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (35) 次の写真に示すとおり、被包に「G King」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (36) 次の写真に示すとおり、被包に「G Queen」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (37) 次の写真に示すとおり、被包に「Hot GUY」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (38) 次の写真に示すとおり、被包に「Hyper FRESH」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (39) 次の写真に示すとおり、被包に「MONSTER (販売名が Monster Red であるものを含む。 ) 」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (40) 次の写真に示すとおり、被包に「MONSTER (販売名が Monster Aqua であるものを含む。 ) 」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

- (41) 次の写真に示すとおり、被包に「Olivia」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (42) 次の写真に示すとおり、被包に「SEXUALITY」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (43) 次の写真に示すとおり、被包に「SEXUALITY（販売名が SEXUALITY Rouge であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (44) 次の写真に示すとおり、被包に「Skull & Bones 2nd」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (45) 次の写真に示すとおり、被包に「SPARK AQUA」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (46) 次の写真に示すとおり、被包に「TWINKLE PINK」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (47) 次の写真に示すとおり、被包に「X-aROMa」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (48) 次の写真に示すとおり、被包に「Artistic nEW（販売名が APE Prototype Powder New であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (49) 次の写真に示すとおり、被包に「CATIWARI 2nd」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (50) 次の写真に示すとおり、被包に「Enigma 2nd（販売名が Crystal SKull 2nd であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (51) 次の写真に示すとおり、被包に「Flash Pink」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの

- (52) 次の写真に示すとおり、被包に「G Diamond」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (53) 次の写真に示すとおり、被包に「Gorilla 2nd nEW（販売名が Gorilla Powder New 2nd であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (54) 次の写真に示すとおり、被包に「Lion Heart RED」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (55) 次の写真に示すとおり、被包に「MONSTER（販売名が Monster gray powder であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (56) 次の写真に示すとおり、被包に「MONSTER 2nd（販売名が Monster white 2nd powder であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (57) 次の写真に示すとおり、被包に「Mother 2nd（販売名が Mother Powder 2nd であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (58) 次の写真に示すとおり、被包に「SUPER moon COOL CHARGE」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (59) 次の写真に示すとおり、被包に「SUPER moon POWDER」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (60) 次の写真に示すとおり、被包に「Chemical Ice Acid」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (61) 次の写真に示すとおり、被包に「Deep SEX NEW Edition」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (62) 次の写真に示すとおり、被包に「DO AGNI（販売名がアグニグリーン

であるものを含む。 ) 」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

(63) 次の写真に示すとおり、被包に「EARTH SHAKER」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

(64) 次の写真に示すとおり、被包に「EK AGNI (販売名がアグニエクストラであるものを含む。 ) 」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

(65) 次の写真に示すとおり、被包に「Eve」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

(66) 次の写真に示すとおり、被包に「Eve+」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

(67) 次の写真に示すとおり、被包に「FEELING Flesh」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

(68) 次の写真に示すとおり、被包に「Flash Blue」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの

(69) 次の写真に示すとおり、被包に「Gloria」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

(70) 次の写真に示すとおり、被包に「GREEN DRAGON」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

(71) 次の写真に示すとおり、被包に「ICE CREEM PaRaDISE」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

(72) 次の写真に示すとおり、被包に「ICE CREEM SPIRaL」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

(73) 次の写真に示すとおり、被包に「Machine Head」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの

- (74) 次の写真に示すとおり、被包に「MAGIC USER」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (75) 次の写真に示すとおり、被包に「Mimosa AROMA LIQUID (販売名がミモザであるものを含む。 ) 」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (76) 次の写真に示すとおり、被包に「Mimosa POWDER (販売名がミモザであるものを含む。 ) 」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (77) 次の写真に示すとおり、被包に「Miranda」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (78) 次の写真に示すとおり、被包に「Olivia」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (79) 次の写真に示すとおり、被包に「Original Spice Diamond」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (80) 次の写真に示すとおり、被包に「Solar」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (81) 次の写真に示すとおり、被包に「Solid 16 (販売名が GT Lemon Haze Solid であるものを含む。 ) 」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (82) 次の写真に示すとおり、被包に「Solid 16 (販売名が GT Rush Solid であるものを含む。 ) 」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (83) 次の写真に示すとおり、被包に「Stacey」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (84) 次の写真に示すとおり、被包に「ULTIMATE MEGA Radio Star (販売名

が MEGA Radio Star であるものを含む。 ) 」と表示のある製品であって、  
その内容物が粉末のもの

( 「次の写真」は、省略し、その写真を佐賀県健康福祉本部薬務課に備え  
置いて、及び佐賀県ホームページにおいて縦覧に供する。 )

## 2 指定の理由

条例第 2 条第 7 号に掲げる薬物に該当し、吸入、摂取その他の方法により  
身体に使用されるおそれがあると認められるため